

令和 8 年 第 2 回定例会

愛知中部水道企業団議会会議録

令和 8 年 7 月 31 日

愛知中部水道企業団議会

令和 8 年第 2 回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3
議案質疑一覧表	5

第 1 号 (7月31日)

議事日程	8
出席議員	8
欠席議員	8
説明のために出席した者の職氏名	8
職務のために出席した職員の職氏名	9
開会の宣告	10
諸般の報告	10
開議の宣告	10
議事日程の報告	10
企業長あいさつ	11
議会運営委員会委員長の報告	12
議席の指定	13
会議録署名議員の指名	13
会期の決定	13
愛知中部水道企業団議会運営委員会の委員の選任について	14
一般質問	14
議案第 5 号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決	23
企業長あいさつ	38
閉会の宣告	39
署名議員	40

令和8年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年7月9日

愛知中部水道企業団

企業長 佐藤 有美

1 期 日 令和8年7月31日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1 番	青	木	けんじ	議員	2 番	鈴	木	智	和	議員	
3 番	こんどう		のぶお	議員	4 番	武	田	治	敏	議員	
5 番	中	島	まなみ	議員	6 番	山	田	久	美	議員	
7 番	竹	谷	明	永	議員	8 番	田	中	祐	二	議員
9 番	原	口	百合子	議員	10 番	富	田	えいじ	議員		
11 番	水	野	勝	康	議員	12 番	わたなべ		さつ子	議員	
13 番	こう	田	さとみ	議員	14 番	門	原	武	志	議員	
15 番	加	藤	のぶひさ	議員							

不応招議員（なし）

令和 8 年 第 2 回 愛 知 中 部 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会 一 般 質 問 一 覧 表

発言 順序	氏 名 (質問方式)	一 般 質 問 内 容
1	山田 久美 (一問一答)	1 「PFAS」と「第3のPFAS」について伺う 2 水道管の老朽について伺う 《質問要旨》 1 (1) 「PFAS」については昨年の7月議会の時にも行いました。今回は基準値の見直しはできるのかについてお聞きします。 「PFAS」は1950年頃に人工的に開発された化合物ですが、最近この「PFAS」の基準値を下げしてほしいという声があることについてはいかがでしょうか。 (2) 「第3のPFAS」について伺います。 広島県東広島市八本松町地区の住民の血液から、高濃度のPFASが検出されたそうです。このPFASは血液と共通するある成分が地域の地下水から確認され、その成分はPFHXS（ピーエフヘクスエス）で、国の検査項目にはまだ含まれていない「第3のPFAS」とも言える物質です。このことについての認識はいかがでしょうか。 2 (1) 上水道管が破裂して道路の陥没や赤水の被害がテレビのニュースなどで報じられています。上水道管の破裂事故はいつ起こっても不思議ではありません。上水道管の耐用年数は約40年と言われておりますが、企業団管内で40年以上経過した管路はどれくらいでしょうか。
2	わたなべ さつ子 (一括)	1 愛知中部水道企業団管内における普及率について 2 漏水対応について 《質問要旨》 1 愛知中部水道企業団管内4市1町の各普及率はどのよ

発言 順序	氏 名 (質問方式)	一 般 質 問 内 容
2	わたなべ さつ子 (一括)	うですか。 2 愛知中部水道企業団における漏水体制はどのようなか。
3	門原 武志 (一問一答)	1 廃止施設の取り扱いについて 《質問要旨》 1 廃止施設の取り扱いについて (1) 「改訂版第2次水道施設整備計画」(令和8年4月)で廃止が示された施設の今後の取り扱いについて ア 施設の場所やその状況、周辺の土地利用の状況により取り扱いを検討することになるが、地域のインフラとして活用することについて企業団としての考えはあるのか伺う。 イ 防火水槽や、災害時の生活用水の貯留場所として活用する可能性について伺う。 (2) 和合ヶ丘水源の廃止について ア 廃止の主な要因について伺う。 イ 非常用水源として活用できないか伺う。 ウ 今後の自己水源廃止の計画について伺う。

令和 8 年 第 2 回 愛 知 中 部 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会 議 案 質 疑 一 覧 表

議案 番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
議案 第 5 号	わたなべ さつ子	議案第 5 号 令和 7 年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について 《質疑事項》 1 決算説明資料 4 ページのⅡ お客様との連携の促進にある配水補助管助成金制度の継続 1,609 万円について 2 決算説明資料 7 ページの支出科目の固定資産購入費 水道料金調定収納管理システム等更新 (109,795 千円) について 《質疑要旨》 1 助成金制度の概要と 1,609 万円の対象件数はどのようなですか。 2 システムの更新理由はどのようなのですか。
	山田 久美	議案第 5 号 令和 7 年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について 《質疑事項》 1 決算書 P 2 収益的収入及び支出の第 1 款水道事業費用について伺います。 2 P 10 令和 7 年度愛知中部水道企業団水道事業剰余金処分計算書 (案) について伺います。 3 P 25 (3) 事業費に関する事項について伺います。 《質疑要旨》 1 不用額が 1 億 1,140 万 5,117 円とあります。当初予算での予算を組む時に、もう少し抑えることはできなかったのでしょうか。 2 利益処分の内容について伺います。議会の議決を必要とする処分額のうち、 ①減債積立金の積み立ての積算根拠をお願いします。

議案 番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
議案 第 5 号	山田 久美	②建設改良積立金の積み立ての積算根拠をお願いします。 3 資産減耗費が前年度決算額と比べ8,223万8,343円減額となっておりますので、この理由についてお願いします。
	こんどう のぶお	議案第5号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について 《質疑事項》 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について 《質疑要旨》 1 決算説明資料P8 当年度未処分利益剰余金の約半分を資本金へ組み入れているが、なぜ資本金にするのか。今後、どのような用途に使用するのでしょうか。また、住民負担軽減に使う選択肢は検討されたのでしょうか。 2 決算説明資料P8 建設改良積立金の根拠となる長期財政計画はありますか。 3 決算説明資料P7 建設改良費の執行率73.5%の原因は何ですか。目標としている管路更新率・耐震化率に影響はありましたか。 4 決算説明資料P5 有収率が93.01%と1.2%減少しているが漏水調査3707万円の実績・実施しているのになぜ悪化をしたのでしょうか。 5 決算説明資料P7 配水設備改良費の執行率73.6%です。区画整理事業の工事取りやめとの事です。水道施設のレベルアップには区画整理事業等に対する迅速な対応とあるがどのような原因（要因）で達成できなかったのでしょうか。 6 決算説明資料P6 水源地環境整備事業費の執行率5

議案 番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
議案 第 5 号	こんどう のぶお	0.3%で低調です。どのような事が実施できなかったのでしょうか。また、水源地との協定事業の進捗状況はどの様になっていますか。
	門原 武志	議案第 5 号 令和 7 年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について 《質疑事項》 1 水道使用料について 2 配水量について 3 水源廃止について 《質疑要旨》 1 (1) 令和 7 年 6 月 1 日からの水道料金の値上げは平均 20.4%とされたが、実際はどのようなだったか伺う。 (2) 同様に基本料金の割合を 4 割とする値上げだとされたが、実際はどのようなだったか伺う。 2 (1) 総配水量が増えた要因について伺う。 (2) 1 人 1 日平均配水量が増えた要因について伺う。 (3) 1 日最大配水量が 7 月 10 日に契約受水量を超えた影響があれば伺う。 3 和合ヶ丘水源の運営経費と、水源廃止による経費節減の効果について伺う。

第 2 回 定 例 会

(第 1 号)

令和8年第2回愛知中部水道企業団議会定例会

議 事 日 程

令和8年7月31日午後2時00分開会

日程第1 企業長あいさつ

日程第2 議会運営委員会委員長の報告

日程第3 議席の指定

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 会期の決定

日程第6 愛知中部水道企業団議会運営委員会の委員の選任について

日程第7 一般質問

日程第8 議案第5号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定
について

出席議員（15名）

1番	青 木 けんじ 議員	2番	鈴 木 智 和 議員
3番	こんどう のぶお 議員	4番	武 田 治 敏 議員
5番	中 島 まなみ 議員	6番	山 田 久 美 議員
7番	竹 谷 明 永 議員	8番	田 中 祐 二 議員
9番	原 口 百合子 議員	10番	富 田 えいじ 議員
11番	水 野 勝 康 議員	12番	わたなべ さつ子 議員
13番	こう田 さとみ 議員	14番	門 原 武 志 議員
15番	加 藤 のぶひさ 議員		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

副 企 業 長	小 浮 正 典 君	副 企 業 長	近 藤 裕 貴 君
副 企 業 長	小 山 祐 君	副 企 業 長	石 橋 直 季 君
代表監査委員	柘 植 豊 彦 君	局 長	山 田 紀 夫 君
副 局 長	山 田 浩 司 君	次長（管理）	上 村 知 由 君

次長（営業）	近 藤 隆 徳 君	次長（技術）	白 井 淳 君
専門監兼建設課長	川 本 弘 直 君	総 務 課 長	伊 藤 幸 雄 君
経営企画課長	川 野 道 広 君	事業推進課長	草 野 学 君
配 水 課 長	濱 口 健 一 君		

職務のために出席した職員の職氏名

議会事務部局長 書記	後 藤 章 仁 君	総務課課長補佐	戸 松 恵 一 君
管財検査課課長補佐	成 田 英 哉 君	豊 明 市 経済建設部長	星 子 恭 士 君
日進市下水道課長	村 瀬 厚 君	み よ し 市 下水道課長	原 田 恭 光 君
長 久 手 市 下水道課長	丸 山 賢 一 君	東郷町下水道課長	中 川 正 康 君

◎開会の宣告

○議長（武田治敏議員） 令和8年第2回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算についての1議案でございます。

慎重なる御審議をいただきますとともに、議会運営に御協力をお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は15名で、議員定足数に達しております。よって、令和8年第2回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（午後 2時00分）

◎諸般の報告

○議長（武田治敏議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和7年度2月分から令和8年度5月分までの例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しを事前に配付しております。

続きまして、地方自治法第121条の規定により、本定例会に議案説明のため、説明者の職氏名を一覧表として事前に配付しておりますが、執行機関より佐藤有美企業長が所用のため欠席するとの報告を受けましたので、御了承願います。

◎開議の宣告

○議長（武田治敏議員） それでは、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（武田治敏議員） 本日の議事日程につきましては、事前に配付しておりますので、その日程表に従って進めます。

本日の日程に入ります。

◎企業長あいさつ

○議長（武田治敏議員） 日程第１、企業長あいさつ。

企業長職務代理者の石橋直季副企業長より御挨拶をお願いいたします。

○副企業長（石橋直季君） 開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、佐藤有美企業長が所用により急きょ出席できなくなりました。つきましては、職務代理として副企業長である私、石橋直季が御挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日ここに、令和８年第２回愛知中部水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

まず初めに、先日７月２８日に熊本県で発生しました令和８年熊本地震により亡くなられた方々に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

約８万４、０００戸で断水が発生しており、国は日本水道協会に対し、給水車の派遣を要請したとの報道がございました。本企业団といたしましても、今後の被害状況を注視し、必要な支援や連携の要請に迅速に対応できるよう、体制の整備に努めてまいります。あわせて、我々自身も防災・減災への意識を一層引き締め、関係機関との連携強化、情報共有の充実を図りつつ、状況を見極めながら計画的な事業推進に取り組んでまいります。

さて、我が国の水道事業を取り巻く環境は、今、大きな転換期を迎えております。老朽化が進む施設への対応、人口減少に伴う料金収入の減少、さらには技術職員の不足など、複数の課題が同時に顕在化し、水道事業の持続性をいかに高めていくかが、これまで以上に重要なテーマとなっています。

加えて、中東情勢の緊迫化で国際物流が不安定となり、水道資材の不足や価格高騰が全国的に発生しています。各地で入札不調や工事遅延が報じられる中、本企业団では早期の発注により現時点で影響は生じておりませんが、今後も資材調達の不確実性を踏まえ、関係機関との連携と情報共有を強化し、状況を注視しながら計画的に事業を進めてまいります。

このような状況におきましても、改訂版第３次アクア・シンフォニー計画を着実に推進させ、将来世代にわたり安定した水道サービスを提供し続ける強靱で持続可能な体制の確立を職員一丸となって目指してまいります。

本日、定例会で御審議いただく案件は、令和７年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についての１件でございます。

令和7年度の決算につきましては、生活用水の使用量が減少したことに伴い、有収水量は前年度を下回りましたが、給水収益につきましては、水道料金改定の効果により前年度を上回ることとなりました。

この結果、県営水道受水費や修繕費などの経費が増加したものの、当年度純利益は15億5,553万円となり、前年度比で6億3,982万円の増加となりました。

慎重なる御審議を賜りまして、原案どおり認めていただきますようお願い申し上げて、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（武田治敏議員） ありがとうございます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（武田治敏議員） 日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

13番、こう田さとみ議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（こう田さとみ議員） それでは、議長より御指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして御報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、7月9日午後1時30分及び本日午後1時30分より委員会を開催いたしました。

7月9日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせしてございますので、主なもののみ御報告を申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第5号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について1件であり、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては一括方式で1名、一問一答方式で2名、議案質疑につきましては4名の事前通告がございましたので、その取扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は、一括方式では再質問を含め2回を超えることができないこととし、一問一答方式では制限を設けず、関連質問は認めないものといたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質疑を含め1議案1人15分以内とし、質疑回数は同一議題については2回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないも

のといたしました。

議事進行に格別の御協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（武田治敏議員） ありがとうございます。

◎議席の指定

○議長（武田治敏議員） 日程第3、議席の指定を行います。

ここで御報告をいたします。

議会閉会中の令和8年4月30日に、岩渕晃久議員から愛知中部水道企業団議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、会議規則第73条第2項の規定により、同日これを許可いたしましたから報告いたします。

なお、議会議員が一部改選されたことに伴い、今回新たに選出されました議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において定めます。

定める議員の氏名とその議席番号を事務局職員に朗読させます。

○議会事務局書記長（後藤章仁君） 失礼いたします。

今回、1名の議員の方の改選がございましたので、その議席番号とお名前を朗読いたします。

5番、中島まなみ議員。

以上でございます。

○議長（武田治敏議員） ただいま朗読したとおり、中島まなみ議員の議席を定めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（武田治敏議員） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、9番、原口百合子議員及び13番、こう田さとみ議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（武田治敏議員） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日とすることに決定いたしました。

◎愛知中部水道企業団議会運営委員会の委員の選任について

○議長（武田治敏議員） 日程第 6、愛知中部水道企業団議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたします。

このたびの議会議員の改選に伴い、定数に不足している議会運営委員会の委員の選任につきましては、あらかじめ協議いたしました結果により指名することとします。

事務局職員に委員の氏名を朗読させます。

○議会事務局書記長（後藤章仁君） 失礼いたします。

議会運営委員会の委員のお名前を朗読いたします。

6 番、山田久美議員。

以上でございます。

○議長（武田治敏議員） お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり指名いたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま事務局の朗読いたしましたとおり選任することに決しました。

◎一般質問

○議長（武田治敏議員） 日程第 7、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、通告順に発言を許します。

6 番、山田久美議員。

○6 番（山田久美議員） 6 番、山田久美。

ただいまより一般質問を行わせていただきます。

今回、2 項目を質問させていただきます。

第 1 項目目ですが、PFAS と第 3 の PFAS について伺いたいと思います。

PFAS については、昨年の 7 月議会のときにも私は質問をさせていただきました。今回は、基準値の見直しはできるのかについてお聞きしたいと思います。

PFAS は 1950 年頃に人工的に開発をされた化合物ですけれども、最近この PFAS

の基準値を下げてほしいという声があることについて伺わせていただきます。

○議長（武田治敏議員） 白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 技術担当次長の白井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問に対してお答えいたします。

基準値を下げてほしいという声についてでございますが、本企業団に基準値を下げてほしいとの連絡はございません。また、PFASだけに関わらず、水質の基準値の設定につきましては、体重50 kilogramsの人が1日当たり2リットルの水を生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量を基に、国が設定してございます。

従いまして、本企業団は水道法で定められた基準に基づき水質検査を実施しなければならないことから、独自に基準値を変更することはできません。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） 日本でのPFASに対する基準値なんですけれども、これは世界各国よりも大幅に緩いということが分かっております。日本は50ナノグラム、アメリカは4.0ナノグラム、ドイツは20ナノグラム等となっており、特にアメリカの基準値は低いものとなっておりますけれども、浄水場の検査機器で調べられる下限値にこれは合わせたそうです。

日本の基準値が桁違いに大きいのは、根拠としているデータが古いため、また最近ではPFASを個別に規制していくのではなく、グループとしてまとめて管理する潮流が広がっていて、カナダは総PFASで30ナノグラム、北欧ではPFOS、PFOA、PFHxS、PFNAの4物質、それからスウェーデン合計4ナノグラム、デンマーク合計2ナノグラムとなっております。

基準値の設定についてですけれども、アメリカや欧州などは肝臓への影響、そして出生時体重の減少、血中コレステロール値の上昇、さらにワクチン効果に対する免疫応答の低下等を重視して決められているというようです。

これ、ちょっと確認させていただきますが、日本での基準にはこれらの要件というのは入っているのでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 日本の基準値の設定では、内閣府所管の食品安全委員会において、出生時の体重の減少については考慮しておりますが、肝臓への影響、血中コレステロ

ール値の上昇、ワクチン効果に対する免疫応答の低下等は、健康への影響について評価しているものの、証拠不十分又は限定的と判断していることから含まれておりません。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） ただいま御答弁で、評価はしているけれども証拠が不十分であったり、限定的と判断しているために含まれていないということでしたけれども、これは今後見直しされていくことがあるのかが分かれば、お願いをいたします。

○議長（武田治敏議員） 白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 最終的な判断は、水道水質基準を定めている環境省が行うため、基準値が見直された場合に対応できるよう国の動向に注視してまいります。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） では、次に第3のPFASについて伺いたいと思います。

広島県東広島市八本松町地区の住民の血液から高濃度のPFASが検出されたそうです。このPFASは、血液と共通するある成分が地域の地下水から確認をされ、その成分はPFHxS、正式名がペルフルオロヘキサンスルホン酸、ちょっと舌をかむような名前なんですけれども、これが国の検査項目にはまだ含まれていないということなので、これが第3のPFASとも言える物質となるそうです。このことについての認識というのはいかがか、お願いをいたします。

○議長（武田治敏議員） 白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） PFHxSにつきましては、2021年に要検討項目として位置づけされております。要検討項目は情報や知見を収集している段階であり、明確な検査方法が設定されておられません。従いまして、現状では検査を実施する予定はございません。

ただし、今後、水質基準項目に変更された場合は検査を実施しなければなりませんので、国の動向に注視してまいります。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） 今、御答弁でもありましたけれども、要検討項目の定義というのは毒性評価がまだ定まっていない、又は水の中にある量がどのくらいあるか分かっていないため、正式な基準、そして目標値にできない物質というふうにされております。目的につきましては、これからデータを集めて調べるための項目であり、正式な基準ではないために測定

する義務はないというふうでございます。

私、いろいろ調べましたけれども、要監視項目というものがありました。こちらの場合は、定義として、人の健康や生き物に影響があるかもしれないが、今のところすぐに正式な環境基準にせず、様子を見る必要がある物質で、目的については、どのくらい汚染されているのか引き続きデータを集めて監視するための項目、そして評価するための指針値というのは、これは既に設定されていることが多いということがありました。

先ほどの御答弁の中で、国の動向に注視していかれるということでしたけれども、この要検討項目ではなく、要監視項目というものにしていただけるように働きかけるということはいかがでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 要監視項目は、公共用水域等を対象とする水質汚濁に係る環境省が定める環境基準に関する項目であり、水道水質基準の体系とは異なるものでございます。

従いまして、繰り返しの答弁となりますが、国の動向に注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） このPFASとかPFOAについては、工場とか、製造業がある地域で検出されているということ、そして消火剤などが多く使用されていた飛行場とか軍事基地での検出、都心部に关しましては排出元というのが特定しにくいというケースを含めまして、全国幅広い地下水や河川で検出されておりますので、今後しっかりと検査をしていただけますように県の方にも呼びかけていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

大項目の2つ目なのですが、上水道が破裂して、道路の陥没、そして赤水の被害などがテレビのニュースなどで報じられております。上水道管の破裂事故は、いつ起こっても不思議ではありません。上水道管の耐用年数というのは約40年と言われておりますけれども、企業団管内で40年以上経過した管路というのはどのくらいあるか、お願いいたします。

○議長（武田治敏議員） 白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 令和7年度末の管路全体における40年以上経過した管路の割合は31.26%で、延長は約585キロでございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） 31.26%の上水管というのが40年以上経過していると今御答弁をいただきました。

上水管の調査はされていると思いますけれども、この調査というのにはいろいろあります。音聴調査、相関式調査、トレーサーガス法、地中レーダー法などなんですけれども、どのような方法で行っておられるか、お願いいたします。

○議長（武田治敏議員） 白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 漏水調査につきましては、管網総合評価に基づき、漏水の危険度が高いと評価された路線を選定し、路面音聴調査、弁栓音聴調査、戸別音聴調査、交通量が多く音聴調査が困難な区間につきましては相関式により漏水調査を行っております。また、国道の一部については24時間監視の音感センサーを設置し、漏水調査を行っております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） それでは、1つの調査にかかる時間というのはどのくらいかかるか、お願いいたします。

○議長（武田治敏議員） 白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 漏水調査は、調査員による徒歩での調査が主となりますので、連続した路線や不連続の路線、道路の状態など現場の条件により大きく異なるため、一概にどれくらいかかるのか、お答えすることができません。従いまして、漏水調査は調査内容や実績に基づき、1年間で漏水調査が可能な範囲を実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○6番（山田久美議員） 豊田市の漏水調査ですけれども、これは職員が水道管の通る道路を徒歩で少しずつ移動しながら漏水探知機で漏水を聞き分けているため、調査に相当な時間を要していたということや、調査に熟していた職員の高齢化が進み、退職による担い手不足も懸念されていたようで、漏水調査に人工衛星とAIを活用し、調査の効率化に取り組んでいるということです。

2020年には、人工衛星からのマイクロ波を照射して地下で反射して返ってきた水の成分データから、AIが水道水か非水道水かを識別する技術を導入いたしました。衛星画像から漏水の可能性があるエリアを直径200メートル単位で検知することができるため、エリアを絞り込んだ漏水調査が可能になり、従来の調査方法と比べ、調査距離は10分の1程度

まで削減をされる。５年程度かかる調査期間は、約７か月というふうに短縮をしたそうです。

また、２０２２年には、複数種類の衛星から水道管にストレスを及ぼす環境要因の地表面温度、気象情報、地盤変動等をＡＩで解析することで、漏水エリアの特定範囲を更に１００メートル四方に絞り込むとともに、当該エリアの漏水リスクを５段階で評価する実証実験も行っているというふうです。

豊田市では、今後担い手不足が懸念される中でも、重要なライフラインを維持する体制の構築が可能となるようにデジタル技術の活用に取り組むこととしているようです。

そこでお伺いいたしますけれども、企業団でも人工衛星を活用していくということについてはいかがでしょうか。

○議長（武田治敏議員） 白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 人工衛星を活用した漏水調査については、議員の御指摘どおり様々な種類があり、これまで情報の収集に努めてまいりましたが、調査精度等の観点から導入には至っておりません。引き続き導入している団体からの情報収集に努め、本企业団にとって最適な手法が導入できるよう調査・研究を進めてまいります。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 山田議員。

○６番（山田久美議員） 今日は大項目２つ、ちょっと質問させてもらいましたが、最後の漏水調査のことについて、人工衛星とＡＩを活用しているのは豊田市が初めてということなんですけれども、これはさいたま市でも活用しております。また、高槻市、西宮市、神戸市では、広範囲の絞り込みや調査期間短縮のために順次導入していくという感じです。

また、今回この熊本の地震において震度７という地震が起きました。本当にインフラ整備がまた大変になると思うんですけれども、そして今、気候変動によって気温の上昇で地熱も高くなっているのではないかと私は考えております。この地熱の温度が高くなって、水道管ももしかしたら膨張して破裂していくということを私はちょっと懸念しております。

特にこの４０年以上経過したものが、少しでも早く調査が終わり、水道管の破裂による道路の陥没とか、それから断水により住民の方が困られることがないようにするために、人工衛星の導入を少しでも早く検討していただけますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（武田治敏議員） これにて、６番、山田久美議員の一般質問を終わります。

続きまして、１２番、わたなべさつ子議員。

○１２番（わたなべさつ子議員） １２番、わたなべさつ子です。

私は2項目の質問をいたします。

1項目目は、愛知中部水道企業団管内における普及率について、2項目目、漏水対応についてです。

質問の要旨としては、1項目目、愛知中部水道企業団管内4市1町の各普及率はどうですか。

2項目目、愛知中部水道企業団における漏水体制はどのようなですか。お願いいたします。

○議長（武田治敏議員） わたなべ議員の質問に対する答弁者、上村次長。

○次長（管理）（上村知由君） 管理担当次長の上村でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、1項目目についてお答えいたします。

本企业団管内の4市1町の各普及率でございますが、令和7年度末の数値でお答えいたしますと、豊明市が99.9%、日進市が99.7%、みよし市が99.9%、長久手市が99.9%、東郷町が99.8%で、管内全体としての普及率は99.8%でございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 技術担当次長の白井でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、2項目目の本企业団における漏水体制についてお答えいたします。

開庁時間については、配水課維持管理グループ及び水道サービス協会で漏水の受付、調査、修理を行っております。閉庁時間については、職員による宿日直、水道当番及び水道サービス協会により開庁時間と同じ対応を行い、24時間365日を通じ対応できる体制としております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） わたなべ議員。

○12番（わたなべさつ子議員） では、再質問いたします。

1項目目について、各市町の過去からの普及率の推移はどのようなでしょうか。

2項目目についてです。24時間365日を通じて対応できる体制を取っているとのことですが、水道管と給水管の漏水件数について令和7年度の実績はどのようなでしたか、お願いいたします。

○議長（武田治敏議員） 上村次長。

○次長（管理）（上村知由君） 私から、1項目目の再質問についてお答えいたします。

各市町の過去からの普及率の推移でございますが、令和3年度からの5年間の推移を調査した結果、井戸から上水道への切替え実績はございましたが、各市町及び管内全体での普及率の変動するほどの件数ではありませんでしたので、過去5年間で普及率の増減はございませんでした。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 私からは2項目目、令和7年度の水道管と給水管の令和7年度の漏水件数の実績についてお答えいたします。

令和7年度の漏水件数は433件あり、水道管で100件、給水管で333件発生し、修理を行いました。

各市町の内訳は、豊明市内で120件、うち水道管で24件、給水管が96件、日進市内で100件、うち水道管で19件、給水管で81件、みよし市内で88件、うち水道管で26件、給水管で62件、長久手市内で46件、うち水道管で10件、給水管で36件、東郷町内で79件、うち水道管で21件、給水管で58件となっております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、12番、わたなべさつ子議員の一般質問を終わります。

続きまして、14番、門原武志議員。

○14番（門原武志議員） 14番、門原武志でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

私からは、廃止施設の取扱いについて質問させていただきます。

まず最初に、改訂版第2次水道施設整備計画、これは令和8年4月に出た資料でございますけれども、こちらで廃止が示された施設、例えば日進市に2か所ある御岳山高区配水場・低区配水場とか、豊明市内にある大脇受水場、双峰配水場、そうしたものの今後の取扱いについて伺います。

そういった今後について、施設の場所とか、その状況、周辺の土地利用の状況によって取扱いを検討することになるかと思っておりますけれども、地域のインフラとして活用することについて企業団としての考えはあるのか、伺います。

○議長（武田治敏議員） 門原議員の質問に対する答弁者、白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 技術担当次長の白井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問についてお答えいたします。

地域のインフラとしての活用についてでございますが、双峰配水場については、配水池の

一部又は全部を取り壊し、減圧弁施設を築造する予定でございます。

大脇受水場については、耐震性を有していない1,300立方メートルの受水池を廃止する予定であります。土地利用について現在未定でございます。

御岳山高区配水場、御岳山低区配水場については、借地であるため配水場の廃止後は施設を取り壊し、返還する予定でございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 失礼しました。先ほど読み仮名を間違えておりまして、日進市の皆さんには大変失礼いたしました。申し訳ございません。

それぞれ答弁、今後のことについて、なかなか防火水槽とか災害時の生活用水の貯留場所として活用するとかいうことを通告させていただいたわけなんです、とても無理な状況だということは理解できましたもので、いずれにしても資産の有効活用について検討していただくと。ただ、借地については返還するほか仕方がないのかなというふうに分かりましたもので、答弁ありがとうございます。この通告については結構でございます。

次へ移ります。

和合ヶ丘水源の廃止がされたということでございますけれども、これについて伺います。廃止の主な要因について伺いたいと思います。

○議長（武田治敏議員） 白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 施設の老朽化により、今後多額の更新費用が見込まれることが主な要因でございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） ありがとうございます。

次に、非常用の水源ですね。飲み水にしようと思ったら、それなりの費用が発生するかと思いますが、活用する方法がないかということについて伺います。

○議長（武田治敏議員） 白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 和合ヶ丘水源は深井戸であるため、非常時に活用するためには取水していたときと同様の設備が必要となります。また、非常時とはいえ、水を供給する以上、水質基準を満たす必要があることから、非常時に水源として活用しようとした場合、水源を存続した場合と同様に水質保持のための費用が見込まれることから、非常用水源としての活用は難しいものと考えております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 最後の質問に参ります。

今後の自己水廃止の計画について伺います。

○議長（武田治敏議員） 白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 和合ヶ丘水源を廃止したことに伴い、現在、本企業団はみよし市にある福谷水源と東名水源の2か所、自己水源を保有していることとなっております。

自己水源の廃止につきましては、今後の1日最大給水量、施設更新のタイミング、県水受水量の増減など様々な要因が影響してまいりますので、適宜適切な時期に廃止を行う予定でございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、14番、門原武志議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終結いたします。

◎議案第5号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決

○議長（武田治敏議員） 日程第8、議案第5号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田局長。

○局長（山田紀夫君） 局長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第5号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について御説明いたします。お手元の令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算書を御覧ください。

表紙をおめくりいただき、議案の本文を朗読させていただきます。

令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計に生じた利益は、地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算を同法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和8年7月31日提出。

2ページ、3ページを御覧ください。こちらは、1、令和7年度愛知中部水道企業団水道事業決算報告書で、予算の執行状況となりまして、消費税込みでございます。

初めに、（1）収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款水道事業収益は、予算額の合計84億5,120万6,000円に対しまして、決算額は85億4,092万3,501円となり、主な収益は水道料金収入で、収益全体では予算

額に比べ8,971万7,501円の増となりました。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は、繰越額に係る財源充当額を含めた予算額の合計68億6,778万1,000円に対しまして、決算額67億5,637万5,883円となりました。第1項の営業費用の主な項目は、県営水道の受水費、減価償却費、維持修繕費、職員給与費などでございます。また、第2項営業外費用は、借入企業債の支払利息、支払消費税や過年度分水道料金の減免でございます。第3項特別損失は、過年度損益修正損でございます。なお、費用全体では1億1,140万5,117円の不用額が生じました。

4ページ、5ページを御覧ください。

初めに、(2)資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款資本的収入は、補正予算額及び繰越額に係る財源充当額を含めた額の合計11億8,698万5,838円に対しまして、決算額は9億4,639万5,526円となり、予算額に比べ2億4,059万312円の減となりました。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、繰越額を含めた予算額の合計47億1,096万7,300円に対しまして、決算額は35億561万5,652円となり、主に第1項の建設改良費で行いました第2次水道施設整備計画に基づく老朽管路更新事業や管路耐震化事業、第2項の企業債償還金などでございます。なお、翌年度繰越額として5億6,748万1,200円を計上し、支出全体では6億3,787万448円が不用額となりました。

また、枠外の記述は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てん財源の説明でございます。資本的収支の不足額25億5,922万126円は、減債積立金900万円、建設改良積立金1億6,652万8,275円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億2,597万9,513円、過年度分損益勘定留保資金15億7,743万9,997円及び当年度分損益勘定留保資金5億8,027万2,341円で補てんを行いました。

6ページを御覧ください。こちらは、2、令和7年度愛知中部水道企業団水道事業損益計算書となりまして、消費税抜きでございます。

1、営業収益は、主に水道料金収入であります給水収益で、2、営業費用は、主に(1)原水及び浄水費に含まれている県営水道の受水費、(1)原水及び浄水費から(3)総係費に含まれている維持修繕費、職員給与費、委託料、(6)減価償却費、(7)資産減耗費などで構成されています。これらに、3、営業外収益を加え、4、営業外費用を差し引いた経

常利益は15億5,571万4,400円で、これに5の特別損失を差し引いた当年度純利益は15億5,553万383円となりました。

また、前年度繰越利益剰余金3億3,658万7,120円、さらに令和7年度に使用した減債積立金及び建設改良積立金の取崩しにより生じたその他未処分利益剰余金変動額1億7,552万8,275円を合わせた当年度未処分利益剰余金は20億6,764万5,778円となっております。

8ページ、9ページを御覧ください。こちらは、3、令和7年度愛知中部水道企業団水道事業剰余金計算書でございます。

表の上から7行目の処分後残高は、令和6年度までの資本金と剰余金の状況で、その下の当年度変動額の行が令和7年度の増減を示しております。表の右から3列目の未処分利益剰余金の列では、当年度変動額に17億3,105万8,658円が本年度の増加額として計上されておりますが、その下の行、減債積立金の取崩し額900万円、建設改良積立金の取崩し額1億6,652万8,275円並びに当年度純利益15億5,553万383円がその内訳となっております。

なお、表の一番下の行の資本金を始めとした各項目の当年度末残高のそれぞれの額は、後ほど13ページで御覧いただきます貸借対照表の資本の部の各項目の額と一致をしております。

10ページを御覧ください。こちらは、4、令和7年度愛知中部水道企業団水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

表の1行目の一番右列にあります未処分利益剰余金の当年度末残高20億6,764万5,778円につきまして、地方公営企業法第32条第2項に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。処分案といたしましては、上から3行目の減債積立金に3,700万円、今後の施設の更新整備事業等の財源として、建設改良積立金に6億9,107万1,961円それぞれ積立てし、令和7年度に使用した減債積立金、建設改良積立金の取崩し額及び長期前受金戻入額を合わせました10億1,155万3,777円を資本金へ組入れし、残額の3億2,802万40円を繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、11ページから13ページは、5、令和7年度愛知中部水道企業団水道事業貸借対照表でございます。

令和8年3月31日現在において本企業団が保有する固定資産及び流動資産を合わせた資産合計は、12ページの上から5行目の615億9,371万2,686円となります。また、

その取得の源泉となった負債・資本の合計は13ページ最下段の額となりまして、資産合計と一致しております。

14ページ、15ページは、決算書類の作成に当たり採用した会計処理の基準及び手続を示した6の注記表となっており、17ページ以降は決算附属書類及び財務諸表附属書類でございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（武田治敏議員） 説明は終わりました。

続いて、議案第5号に対し、代表監査委員より決算審査の報告及び経営健全化審査の報告を求めます。

柘植豊彦代表監査委員。

○代表監査委員（柘植豊彦君） 監査委員の柘植でございます。

議長より御指名がございましたので、監査委員を代表いたしまして令和7年度決算審査の結果について御報告を申し上げます。

令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算につきましては、企業長から提出されました決算報告書及び財務諸表に基づき、去る6月25日、冨田監査委員とともに審査をいたしました。

審査に当たりましては、決算報告書及び財務諸表が水道事業の財政状態及び経営成績を明瞭かつ適正に表示されているかを検証することに留意して、関係職員の説明を聴取し、決算計数の正確性、予算の執行状況の適否等につきまして審査をいたしました。

その結果につきまして申し上げますと、決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法及びその他の関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、水道事業の財政状態及び経営成績は適正に表示されているものと認められました。

令和7年度本企業団会計決算に係る審査内容の詳細につきましては、決算審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配付されておりますので、御精読をいただきたいと思います。

この場におきましては、本企業団水道事業会計の現状と監査委員としての意見を申し述べ、報告とさせていただきます。

令和7年度の決算について総括すると、収益的収支において純利益を計上し、資本的収支において不足額を補てんしていることから、単年度の収支状況はおおむね健全であると認め

られます。

また、令和7年6月の水道料金改定により給水収益が増加し、各指標の数値は良好な経営状況を示しております。水道料金改定により確保される剰余金は、施設及び管路更新の重要な財源であることを改めて認識し、財政収支計画との整合を随時確認しつつ、社会経済情勢を的確に把握し、経営の安定確保に努めていただきたいと思います。

給水人口の減少局面への移行、国際情勢の不安定化、原油価格上昇に伴う物価高騰など、中長期的な経営環境には不確実性が存在いたします。このため、経費縮減の継続に加え、金利動向を踏まえた剰余資金の適切な運用など、収益確保に向けた施策の検討が必要となります。

水道事業は、住民生活に不可欠な最も重要なライフラインの一つであり、その安定的運営は極めて重要であります。この28日には熊本県でも大変大きな地震も発生しております。今後の事業運営においては、必要な財源を確保した上で、適切な投資により経営基盤の強化をし、住民の信頼に応える水道事業の運営を期待します。

以上、令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算に対する監査委員の意見といたします。

次に、基金の運用状況について報告いたします。

水道水源環境保全基金は、水源環境保全事業の推進を図る目的で平成13年6月から積立を行っていましたが、上流域との協議の結果、令和7年6月から水道料金からの徴収を廃止しております。今後は残高の範囲内で事業を行っていくことになっていますが、計画どおりの面積確保が難しい状況が続いております。令和7年度から新規事業として町村単独事業への基金支出を行っているところではございますが、現状の課題を踏まえ、上流域との連携を図り、今後も森林整備の促進に寄与することを要望し、基金運用状況の決算審査の意見といたします。

続きまして、令和7年度水道事業会計経営健全化審査について御報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、企業長から提出されました令和7年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に行われているかを主眼に審査をいたしました。

その結果につきまして申し上げますと、いずれも適正に行われており、健全な経営状態にあることを認めましたので、御報告をいたします。

審査の内容につきましては、経営健全化審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも

事前に配付されておりますので、御精読をいただきたいと存じます。

以上をもちまして、監査委員を代表いたしまして、決算審査及び経営健全化審査の報告とさせていただきます。

○議長（武田治敏議員） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

議案第5号について質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

12番、わたなべさつ子議員。

○12番（わたなべさつ子議員） 12番、わたなべさつ子です。

私は、令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について、2項目質問をいたします。

1項目は、決算説明資料4ページのⅡ、お客様との連携の促進にある、配水補助管助成金制度の継続1,609万円について、2点目は、決算説明資料7ページの支出科目の固定資産購入費、水道料金調定収納管理システム等更新1億979万5,000円についてです。

質疑内容については、1、助成金制度の概要と1,609万円の対象件数はどのようなか。

2点目、システムの更新理由はどのようなですか。お願いいたします。

○議長（武田治敏議員） わたなべ議員の質疑に対する答弁者、近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 営業担当次長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、1点目のうち、助成金制度の概要についてでございますが、配水管の未整備地区において給水申込みがあり、新設の配水管の布設又は口径50ミリメートル未満の配水管を口径50ミリメートル以上の配水管に布設替える場合に、助成金適用条件により工事費の一部を助成する制度でございます。また、1,609万円の対象件数についてでございますが、22件となっております。

次に、2点目のシステムの更新理由についてでございますが、この水道料金調定収納管理システムは、給水申込みから検針、調定、収納、滞納整理等に至るまで、一連の業務を一元的に管理するシステムとなります。

今回の更新は、現在請け負っているシステム業者が開発・保守業務から完全撤退することとなり、新たなシステムへの更新が必要となったことから、令和7年度から令和8年度の2か年にわたり開発、更新を行うものでございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） わたなべ議員。

○12番（わたなべさつ子議員） それでは、1項目について再質問いたします。工事費の一部を助成する制度とはどのようなのですか。

2項目についての再質疑です。更新に2か年を要するとのことですが、その理由はどのようなのですか。お願いいたします。

○議長（武田治敏議員） 再質疑に対する答弁者、近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 再質疑についてお答えいたします。

最初に、助成制度についてでございますが、配水管の布設延長100メートルを限度として、舗装道路は1メートルにつき2万5,000円、上限100メートルで250万円まで、未舗装道路は1メートルにつき1万5,000円、上限100メートルで150万円までを助成するものとなっております。

次に、システム更新に2か年を要する理由についてでございますが、このシステムは先ほど申し上げましたとおり、一連の業務を管理しているため取り扱う情報量が多く、また業務の効率化、お客様サービス向上のため、独自のカスタマイズも実施しております。そのため新たなシステムにおきましても、パッケージのままではなく、一定程度のカスタマイズを行う必要がございます。こうした状況により、開発作業やテスト等には相当の期間を要することから、更新期間を2か年としております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、12番、わたなべさつ子議員の質疑を終わります。

続きまして、6番、山田久美議員。

○6番（山田久美議員） 6番、山田久美です。

3項目、質疑をさせていただきます。

1項目目ですが、決算書の2ページ、収益的収入及び支出の支出、第1款の水道事業費用について伺わせていただきます。

これは、先ほど不用額が1億1,140万5,117円となっております。これは、私たち一般会計で1億円を超すとすごく不用額が大きいなと思うんですが、こちらの中水の方でも、当初予算での予算を組むときにもう少し抑えることができなかったのか。

2点目、10ページになります。

令和7年度の愛知中部水道企業団の計算書なんですが、これは利益処分の内容について伺わせていただきたいです。

この議会の議決を必要とする処分のうちの、まず①減債積立金の積算根拠をお願いいたし

ます。

②建設改良積立金のこちらも積算根拠をお願いいたします。

大きい3項目目なのですが、これ25ページになっております。

これは事業費に関する事項でちょっと伺いたいんですが、資産減耗費が前年度決算額と比べまして8,223万8,343円の減額となっておりますので、この理由についてお願いをいたします。

○議長（武田治敏議員） 山田議員の質疑に対する答弁者、上村次長。

○次長（管理）（上村知由君） 管理担当次長の上村でございます。

ただいまの質疑についてお答えいたします。よろしくお願いいたします。

初めに、1点目の当初予算での予算を組むときにもう少し抑えることができなかったのかでございますが、本企業団は、生活や企業活動に欠かすことができないライフラインを扱う水道事業であることから、地方公営企業法により予算への弾力的な取扱いが設けられているところでございます。

予算編成に当たりましては、安心安全な水道水の安定的な供給に支障が生じることがないように、経費節減や業務改善といった経営努力を反映し、優先すべき事業に予算を重点的かつ効率的に配分することを考慮した編成を行っております。

予算の執行に当たりましては、経済性の発揮を念頭に事業を実施しておりますが、収益的支出の1億1,140万5,117円の不用額につきましては、主に入札による請負残や相手方の事情による未執行、更なる経営努力による経費節減などにより生じたものと分析しており、これらの要因を予算編成時点で想定することは難しいものと考えております。

今後も、事業の必要性を十分考慮した上で適切な予算編成を行うとともに、地方公営企業法の趣旨に沿って、経済性、効率性を意識した適正な予算執行に努めてまいります。

次に、2点目の利益処分の内容についてでございますが、①の減債積立金への処分数の根拠は、将来の企業債償還の財源として、長期前受金戻入分と水道水源環境保全基金分を除きました当年度純利益7億2,807万1,961円の20分の1を下回らない額3,700万円を積み立てる予定としております。

②番の建設改良積立金への処分数の根拠は、第2次水道施設整備計画を着実に推進していくための財源といたしまして、先ほどの当年度純利益から減債積立金への処分数を差し引きしました残りの全額6億9,107万1,961円を積み立てる予定としております。

最後に、3点目の資産減耗費が前年度決算額と比べまして8,223万8,343円減額と

なっている理由でございますが、資産減耗費は、所有する水道管などの固定資産が工事により撤去された際に資産帳簿から除却する費用でございます。

本企業団では、複数年にわたる債務負担工事など、工事が完了した年度に資産減耗費を計上しておりまして、令和7年度は、前年度に比べまして複数年にわたる債務負担工事の完了件数が少なかったことから除却される資産が少なく、前年度に比べまして資産減耗費が減額となったものでございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、6番、山田久美議員の質疑を終わります。

続きまして、3番、こんどうのぶお議員。

○3番（こんどうのぶお議員） 議案第5号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について、質疑の方は6点あります。

1点目、決算説明資料8ページ、当年度未処分利益剰余金の約半分を資本金に組み入れています。なぜ資本金にするのか、今後どのような用途に使用するのでしょうか。また、住民負担軽減に使う選択肢は検討されたのでしょうか。

2番目です。決算説明資料8ページ、建設改良積立金の根拠となる長期財政計画はございますか。

3番目、決算説明資料7ページ、建設改良費の執行率は73.5%、この原因は何でしょうか。目標としている管路更新率、耐震化率に影響はありましたでしょうか。

4番目、決算説明資料5ページ、有収率が93.01%と1.2%減少していますが、漏水調査3,707万円の実績、実施しているのになぜ悪化をしたのでしょうか。

5番目、決算説明資料7ページ、配水設備改良費の執行率73.6%であります。区画整理事業の工事取りやめとのことですが、水道施設のレベルアップには区画整理事業等に対する迅速な対応とあります。どのような原因、要因で達成できなかったのでしょうか。

最後6番目、決算説明資料6ページです。

水源地環境整備事業費の執行率が50.3%と低調であります。どのようなことが実施できなかったのでしょうか。また、水源地との協定事業の進捗状況はどのようになっていますか。以上です。

○議長（武田治敏議員） こんどう議員の質疑に対する答弁者、上村次長。

○次長（管理）（上村知由君） 管理担当次長の上村でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、1点目、2点目、6点目についてお答えいたします。

初めに、1点目の当年度未処分利益剰余金の約半分を資本金へ組み入れているが、なぜ資本金にするのかでございますが、地方公営企業会計における資本制度の考え方に基づき、議会の議決を経て、補てん財源として使用した減債積立金、建設改良積立金及び当年度純利益のうち長期前受金戻入分を資本金に組み入れることで、水道施設を取得、維持し、地方公営企業の経営の安定化、健全化を図るものとして財務健全性の裏づけとなるものでございます。

また、今後どのような用途に使用するのか、住民負担軽減に使う選択肢は検討されたのでしょうかでございますが、剰余金を老朽管の更新などに使用した結果としての資本金でございまして、現金を伴わないものとなりますので、住民負担軽減に使用されるものではございません。

次に、2点目の建設改良積立金の根拠となる長期財政計画はあるかでございますが、建設改良積立金の根拠となるのは長期前受金戻入分と水道水源環境保全基金分を除きました各年度の当年度純利益であり、長期財政計画につきましては、第3次アクア・シンフォニー計画の改訂版でお示しいたしました令和12年度までの財政計画のうち、当年度純利益の中に建設改良積立金が処分予定として含まれるものでございます。

最後に、6点目の水源地環境整備事業費の執行率が低調で、どのようなことが実施できなかったかについてでございますが、木曽川「水源の森」森林整備事業では、令和7年度の森林整備助成事業のうち、間伐事業については補助事業、町村単独事業ともに予定した整備面積が実施できませんでした。また、作業道、獣害対策などの附帯事業につきましても、間伐事業と同様、予定どおりの進捗とはなりませんでした。

なお、上下流交流活動につきましては、予定した事業を実施することができました。

次に、水源地との協定事業の進捗状況でございますが、木曽川水源の森林整備に係る進捗状況につきましては、令和7年度の予定面積265.56ヘクタールに対しまして、121.74ヘクタールで45.8%の進捗率、また、これまでの累計ではございますが、目標面積1万4,000ヘクタールに対しまして、令和7年度までに1万1,902ヘクタールを整備し、進捗率は約85%となっております。

なお、矢作川水源におきましては、これまで計画どおりに進捗しているところでございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 技術担当次長の白井でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、3点目、4点目、5点目についてお答えいたします。

まず、3点目の建設改良費の執行率73.5%の原因は何ですかについてでございますが、主な原因につきましては、老朽管更新や管路耐震化事業などの工事の入札による請負残や、受託事業の相手方の事情による未執行が発生したため、執行率が73.5%となったものでございます。

次に、管路更新率、耐震化率に影響はありましたかについてでございますが、管路更新率は目標1.00%に対し1.01%で、耐震化率は全管路の耐震適合率で申し上げますと、目標34.6%に対して35.9%でありましたので、大きな影響はございませんでした。

次に、4点目の漏水調査を実施しているのになぜ悪化をしたのでしょうかについてでございますが、まず有収率は有収水量を総配水量で除することにより算出されるものでございます。令和7年度は、総配水量が令和6年度と比べ増加したにもかかわらず、有収水量は減少したことにより有収率が低下いたしました。

総配水量が増加した原因は、漏水等不明水量が増加したことによるものでございます。しかしながら、漏水調査により発見した漏水は早期に修理しているため、現段階で漏水等不明水量が増加した原因はつかめておりません。

最後に、5点目の区画整理事業等に対する迅速な対応とあるが、どのような原因、要因で達成できなかったのでしょうかについてでございますが、不用額の発生の主な理由として区画整理事業等の事業の変更が上げられます。本企業団としては、配水管布設工事の依頼、中止、支障移転依頼等に基づいて対応を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員）　　こんどう議員。

○3番（こんどうのぶお議員）　それでは、再質問で2番目の建設改良積立金の件なんですけど、この建設改良積立金をどのように活用するか計画はございますか。また、どこまで積み立てる計画があるのか、試算はされているのでしょうか。

続きまして、4番目の漏水調査の件なんですけど、これは先ほどもちょっと一般質問もあったんですけど、その中で検査は路面とか戸別、相関式をやっているということで、先ほどもお話があった豊田市ではベンチャー企業で漏水管調査で人工衛星とAIを活用して、こういった効率化を実施しております。導入実績は、漏水発見効率が6倍増、調査費用約8割減の実績ということです。これはさっき答えがあったのでいいんですけど、これを検討していただきたいということでは。

それと、5番目の設備計画で事業変更があったということで、配水管工事ですね。これは、

工事取りやめの背景は把握されていますかということと、あと令和7年度豊明市の区画整理事業に関しては、資料請求をしたら変更、取消しもありました。ここは区画整理事業が、遅れが約1年半もありまして、そのような状況の打合せ、今後それが事業に入ってくると思うんですけど、その辺の計画を織り込むことになっているのでしょうか。

あと最後6番目、決算事業の水源地の環境整備なんですけど、予定の整備面積ができないということだったんですけど、このできない理由を教えてください。以上です。

○議長（武田治敏議員） 再質疑に対する答弁者、上村次長。

○次長（管理）（上村知由君） 私からは、2点目と6点目の再質疑についてお答えいたします。

こちらの方の建設改良積立金の目標額の設定とか、シミュレーションとか、それから必要性みたいなどの御質問だったと思いますけれども、ちょっと先ほど答弁の方もさせていただいた部分と少し繰り返しになるかもしれませんが、建設改良積立金は地方公営企業法に基づく利益処分の一つといたしまして、第2次水道施設整備計画の財源に充てることを目的とした任意積立金でありますけれども、水道施設の老朽化が進み、今後も管路更新が継続的に必要となることから、独立採算制の原則に基づきまして自己財源の確保として積み立てるものでございます。

こちらの方のシミュレーションにつきましては、各年度に発生いたしました当年度の純利益のうち、現金の裏づけのある分を積み立てておりますので、建設改良積立金としての具体的な目標額、シミュレーションの方は特に定めておりません。

続きまして、6点目の再質疑でございますが、計画どおりに間伐が進まない理由はどのような理由でしょうかということでございますが、間伐事業の対象となる土地の所有者の調査に時間がかかることや林業従事者の不足などがございますが、その中でも、特に間伐事業に対する国からの補助金が見つからないことが主な原因、要因であると木曽広域連合から聞いているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 私からは4点目、5点目の再質疑についてお答えいたします。

4項目目の衛星等の漏水調査を検討して欲しいとのことですが、これにつきましては、漏水調査方法につきましては新たな技術が開発され、様々な手法が生まれておりますので、情報の収集を行い、最適な方法について調査・検討を行ってまいります。

5 項目目の区画整理等の事業の取りやめを把握しているかについてと、あと今後の計画は取り込んであるのかということについてでございますが、本企業団は、布設工事の依頼、支障移転依頼等に基づき受託事業を執行しておりますので、今後につきましても布設工事の依頼、支障移転依頼等をいただき、相互に調整を図りながら事業の実施に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、3 番、こんどうのぶお議員の質疑を終わります。

続きまして、14 番、門原武志議員。

○14 番（門原武志議員） 14 番、門原武志です。

私は3つ、水道使用料についてと、あと次に配水量について、3 番目に水源廃止について伺います。

まず、水道使用料については、令和7年6月1日からの水道料金の値上げ、こちらは平均20.4%とされていまして。実際どのような状況だったのでしょうかということを確認したいと思います。

次に、同様に基本料金の割合を4割とする、そういった値上げの計画だったわけでありまして、実際はどのようなになりましたか。

次、配水量についてですけれども、総配水量が増えた要因について伺います。

次に、1人1日平均配水量が増えた要因について伺います。

次に、1日最大配水量が、7月10日に県水の契約受水量を超えた影響があれば伺います。

最後に、和合ヶ丘水源の運営経費と水源廃止による経費節減の効果について伺います。

○議長（武田治敏議員） 門原議員の質疑に対する答弁者、近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 営業担当次長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

私からは1点目についてお答えさせていただきます。

最初に、水道料金の値上げは平均20.4%とされたが、実際はどのような状況だったかについてでございますが、改定率につきましては、令和7年6月から令和12年度末までの料金算定期間全体で20.4%になるように設定をしております。しかしながら、令和7年度は新旧の料金単価が混在しており、使用期間が6月1日をまたぐ場合には日割り計算を行っております。このようなことから、令和7年度単年度における料金改定率を算出することは困難でございます。

なお、水道使用料の令和7年度決算値は、予算を上回る数値となっております。

次に、基本料金の割合を4割とする値上げだとされたが、実際はどのようなだったかについてでございますが、新旧の料金単価が混在しております令和7年度の基本料金割合は約38.7%となっております。この基本料金と使用料金の割合につきましても、料金算定期間全体における割合が4対6となるように設定をしております。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 技術担当次長の白井でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、2点目、3点目についてお答えいたします。

初めに、2点目の配水量が増えた要因についてでございますが、令和6年度に比べ令和7年度の総配水量は32万1,840立方メートル増加しておりますが、漏水等不明水量が増えたことが総配水量の増えた要因でございます。

次に、1人1日平均配水量が増えた要因についてでございますが、1人1日平均配水量は総配水量を年間日数と年度末給水人口で除して算出いたしますので、漏水等不明水量が増加し、総配水量が増えたため、1人1日平均配水量が令和6年度に比べ令和7年度は3.5リットル増えたものでございます。

次に、3点目の1日最大配水量が7月10日に契約受水量を超えた影響についてでございますが、1日最大配水量は県水受水量と自己水源の取水量との和でございますが、令和7年7月10日の1日最大配水量10万3,300立方メートルについてでございますが、県水受水量と自己水源の取水量はそれぞれ10万1,642立方メートル、1,658立方メートルでございました。令和7年度の契約受水量である県水の承認基本給水量は1日当たり10万2,500立方メートルでございますので、県水の契約水量は超えておりませんので、影響はございませんでした。

最後に、和合ヶ丘水源の運営経費と水源廃止による経費削減の効果についてでございますが、和合ヶ丘水源は令和7年9月末から運用停止いたしましたので、10月以降、和合ヶ丘水源の取水量を県水受水で対応した場合の増加費用と水源を廃止したことによる動力費、薬品費等の削減費を比べたところ、約145万円の削減効果がございました。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） 門原議員。

○14番（門原武志議員） 最初ですけど、おおむね計画どおりだったというふうなことで理解いたしました。答弁は結構でございます。

和合ヶ丘、１４５万円の削減効果ということでございますけれども、これは１年に直すとこの２倍ということで、念のため聞いておきたいと思いますが。

○議長（武田治敏議員） 再質疑に対する答弁者、白井次長。

○次長（技術）（白井 淳君） 和合ヶ丘水源の経費削減が１年間になると倍になるかということについてでございますが、先ほどの和合ヶ丘水源の１４５万円の削減効果の内訳についてでございますが、和合ヶ丘水源の取水量に相当する県水受水費の増加が２５２万円費用として増加するのに対し、動力費、薬品費、井戸の清掃費、水質検査費、人件費など運転や修繕に係る費用３９７万円の費用が発生しなくなることから、１４５万円の費用を削減できるということになるものでございます。ですので、半年で１４５万円ですので、１年間になるとその２倍になるということでございます。以上でございます。

○議長（武田治敏議員） これにて、１４番、門原武志議員の質疑を終わります。

以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

１２番、わたなべさつ子議員。

○１２番（わたなべさつ子議員） 私は、議案第５号、令和７年度企業会計決算認定に反対の立場から討論いたします。

令和７年度は、６月から水道料金が２０．４％に値上げがされました。料金の値上げを反映して、料金回収率は１１１．０５％から１２２．６２％に上昇しました。

材料費や人件費の上昇、持続可能な水道事業のための施設修繕費の内部留保の確保は必要であると理解いたします。しかし、この値上げを決めた令和６年１２月議会でも、当時のごとうみき議員も指摘したように、物価高騰で住民の生活が苦しい中での水道料金の値上げは見送るべきであったと考えます。当時も予想できないほどの円安、物価高騰が続いています。それに見合うほどの賃金や年金が上がっていません。

みよし市は、物価高騰に対応するために、今年度、独自に水道料金の基本料金を減免するため企業団に補助金を出しています。福祉施策や経済対策としての料金減免は市と町の仕事という議論があるのは理解できます。また、企業団が水道の事業主体として将来のための資金の確保を図りつつ、料金の値上げ幅を抑える努力をしていることも理解できます。しかし、段階的に行われる県水の値上げに合わせて、更に値上げ幅を抑えることなど努力が可能であると考えます。

また、今回は逡増率を引き下げる方向での値上げがされました。独居老人などの水道使用量が少ない人に対しても厳しい値上げの内容です。住民の健康と命、地域の産業になくてはならない水道の守り手として、更に主体的に責任を持つよう求めて反対討論といたします。

○議長（武田治敏議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田治敏議員） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字その他の整理は議長に委任されたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武田治敏議員） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎企業長あいさつ

○議長（武田治敏議員） それでは、石橋直季副企業長より御挨拶をお願いいたします。

石橋直季副企業長。

○副企業長（石橋直季君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日上程いたしました議案につきまして、慎重なる御審議を賜り、原案どおり御議決をいただき、誠にありがとうございました。

先ほど柘植代表監査委員より、令和7年度決算につきまして、おおむね健全であるとの御意見を頂戴したところであります。一方、経費縮減の継続に加え、金利動向を踏まえた余剰資金の適切な運用など、収益確保に向けた施策の検討が必要であるとの御指摘も併せていただきました。

これらの御意見を踏まえ、第3次アクア・シンフォニー計画の基本理念である「水源から

蛇口まで、みんなに気持ちいい水道」の実現に向け、各種事業の効率的、効果的な執行に職員一丸となって取り組んでまいります。引き続き、皆様方のより一層の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、季節柄御多忙のことと存じます。どうかくれぐれも御自愛いただき、ますます御活躍をお祈り申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（武田治敏議員） どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（武田治敏議員） 本日は大変慎重な審議を賜り、ありがとうございました。

これをもって、令和8年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時31分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和8年 7月 31日

議 長 武 田 治 敏

署 名 議 員 原 口 百 合 子

署 名 議 員 こ う 田 さ と み